

令和4年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応	
第3章 包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）			
第1 警察本部に係る監査の結果及び意見			
10 交通信号設備等損害賠償金			
<p>【監査の結果1】 経過記録の記載の不備 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、交通信号設備等損害賠償金の交渉経過欄に、実際に実施した事務処理内容を適切に記述すべきである。</p>	<p>理由として記載のあった警察署の経過記録の記載については、令和5年4月6日に業務指導を行ったが、記録等がないことから、追記できなかった。以降は担当者講習等で周知して適切な事務内容を記載する。 なお、収入未済案件一覧に記載されている担当警察署へ適正な事務内容の記載を指導した。</p>	措置
第2 労務管理・人事制度に係る監査の結果及び意見			
1 勤務時間及び給与関連			
<p>【監査の結果4】 時間外勤務の集計方法の適正化及び原因分析 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、大阪府警察職員の時間外勤務の分量について、現状に比べてより詳細な集計を実施するとともに、時間外勤務の発生原因の分析に活用すべきである。</p>	<p>現行システム上も時間外勤務実績の分析を行う専用ツールを使用して作成する「月別・個人別時間外勤務実績表」を活用し、各所属部署ごとに一定の時間外勤務にかかる分析及び検証を行うことが可能であるため、今後は当該実績表を活用した分析及び検証を積極的に行う。</p>	措置
第5 各種施設・関連団体に係る監査の結果及び意見			

令和4年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容		措置等の状況	対応
1 門真運転免許試験場			
<p>【監査の結果5】 駐車場使用料への消費税相当額の賦課 【警察本部】</p>	<p>大阪府が、交通安全協会に対し、その使用を許可し使用料を徴収している門真運転免許試験場及び光明池運転免許試験場の車庫について、網羅的に消費税相当額を計算し、使用料に加算すべきである。</p>	<p>令和5年度より、門真運転免許試験場及び光明池運転免許試験場の車庫について、使用料の算定方法を改め消費税相当額を加算した。</p>	措置
第6 入札・契約事務に係る監査の結果及び意見			
4 試験場手数料徴収業務			
<p>【監査の結果6】 予定価格の正確な積算 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、試験場手数料徴収業務の委託料の積算にあたり、仕様書をもとに必要となる人員配置及び従事時間を正確に積算すべきである。</p>	<p>発生した原因については、担当者が仕様書の内容と相違がある積算資料を作成し、決裁でもその誤りを見逃してしまったものである。 今後は同様の誤りをしないよう、仕様書の内容と相違なく積算資料を作成するとともに、決裁時におけるチェックを確実に行う。</p>	措置
8 悪質重要事件捜査支援システム機器の賃貸借契約			
<p>【監査の結果7】 契約上必要な文書の徴求 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、平成30年度に締結された悪質重要事件捜査支援システム機器の賃貸借契約上、契約の相手方から提出を受けるべきものは、漏れなく徴求すべきである。</p>	<p>契約の相手方から、未提出の業務従事者届の提出を受けた。今後は複数人での仕様書・契約書の確認を再徹底し、未提出書類がないようにする。</p>	措置
16 曾根崎警察署設備保守管理の契約			

令和4年度包括外部監査結果に基づき講じた措置等の状況（「監査の結果」について）

包括外部監査結果報告書記載内容	措置等の状況	対応
<p>【監査の結果9】 契約上必要な書類の徴求の徹底 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、契約上徴求が予定されている書類につき、確実に徴求を行うよう、徹底すべきである。</p>	<p>本件は担当者が受注者から当該文書を提出させることを失念していたためであり、今後は複数人での仕様書・契約書の確認を再徹底し、未提出書類がないようにする。</p>
<p>【監査の結果10】 随意契約理由書の記載における理由の正確な反映 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、曾根崎警察署設備保守管理の随意契約について、随意契約締結を決定した際に実際に検討された具体的な理由を、随意契約理由書の記載に正確に反映すべきである。</p>	<p>随意契約理由書について、実際に検討した具体的な理由を記載した。 今後も同様に記載する。</p>
<p>【監査の結果11】 比較見積省略書の記載における理由の正確な反映 【警察本部】</p>	<p>大阪府は、曾根崎警察署設備保守管理の随意契約について、比較見積理由を決定した際に実際に検討された具体的な理由を、比較見積理由書の記載に正確に反映すべきである。</p>	<p>比較見積省略理由書について、実際に検討した具体的な理由を記載した。 今後も同様に記載する。</p>